

農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

■ 付託議案

【一般事件案】

承認第6号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]

<令和6年度島根県一般会計補正予算(第3号)>

承認第7号議案 専決処分事件の報告及び承認について

<令和6年度島根県中小企業制度融資等特別会計補正予算(第1号)>

…P1~3

【予算案】

第103号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第4号) [関係分]

第111号議案 令和6年度島根県中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

…P4~10

■ 報告事項

- ①安来市切川地区工業用地造成事業の調査等の状況について …P11
- ②島根県企業立地促進助成金返還請求に係る訴訟の状況について …P12
- ③企業情報の流出について …P13
- ④「県単設備貸与制度」の新規貸与の終了について …P14
- ⑤島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(R7~R11)の骨子案について …P15
- ⑥島根県雇用対策計画(R7~R11)の骨子案について …P16

令和6年10月1日・2日

商 工 労 働 部

承認第6号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第3号)[関係分]
承認第7号議案 令和6年度島根県中小企業制度融資等特別会計補正予算(第1号)

商工労働部 令和6年度補正予算(7/30専決処分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	206,017	0	206,017	100.0
款5.労働費	2,236,345	0	2,236,345	100.0
款7.商工費	12,195,599	20,479	12,216,078	100.2
部合計	14,637,961	20,479	14,658,440	100.1

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	916,450	0	916,450	100.0
観光振興課	1,649,747	0	1,649,747	100.0
しまねブランド 推進課	674,617	0	674,617	100.0
産業振興課	3,269,263	0	3,269,263	100.0
企業立地課	2,930,151	0	2,930,151	100.0
中小企業課	2,961,388	20,479	2,981,867	100.7
雇用政策課	2,236,345	0	2,236,345	100.0
部合計	14,637,961	20,479	14,658,440	100.1

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	837,360	0	837,360	100.0
中小企業制度融資等	42,716,514	10,479	42,726,993	100.0
部合計	43,553,874	10,479	43,564,353	100.0

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,961,388	20,479	2,981,867	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 20,479
1 被災地域における事業継続緊急支援事業費	0	10,000	10,000	⇒ 別紙 P3(被災地域における事業継続緊急支援事業)
2 中小企業制度融資等特別会計繰出金	592,281	10,479	602,760	

【特別会計】

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
中小企業制度融資等特別会計	42,716,514	10,479	42,726,993	【財源】 諸収入 0 繰越金 0 繰入金 10,479
1 中小企業制度融資利子補給金(災害)	36,697	10,479	47,176	⇒ 別紙 P3(令和6年7月豪雨災害対策特別資金) 債務負担行為:76,000千円(R7~9年度)
2 中小企業制度融資保証料補給金(災害)	0	0	0	債務負担行為:95,250千円(R7~18年度)

令和6年度補正予算（7/30 専決処分）【商工労働部】

令和6年度補正予算（7/30 専決処分）事業の概要

1 令和6年7月豪雨災害対策特別資金

7/30 専決 10,479 千円

令和6年7月の豪雨により被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に
必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%と
なるよう金融機関等に対する利子補給等を実施

- 【融資枠】 20 億円
- 【資金使途】 設備資金、運転資金
- 【融資限度額】 1 億 2,000 万円
- 【融資利率】 当初3年間 0%
4年目以降 1.25%（責任共有）、1.10%（責任共有外）
- 【保証料率】 当初3年間 0%
4年目以降 0.4～1.05%（責任共有）
0.4～1.20%（責任共有外）

【申込状況（9月26日現在）】

申込：2件 ※この他、相談対応中の事業者あり

2 被災地域における事業継続緊急支援事業

7/30 専決 10,000 千円

被災地域における生活機能やサービスの提供、雇用の維持を図るため、豪
雨等により被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村と
ともに支援

- 【実施主体】 市町村
- 【対象業種】 地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持
に不可欠なものとして市町村が必要と判断する業種
- 【対象経費】 施設設備改修費、備品購入費等
- 【県助成上限額】 100 万円
- 【負担割合】 県 1/3・市町村 1/3・事業者 1/3
- 【申込状況（9月26日現在）】
0 件（実施予定市町村の予算が未成立のため）

商工労働部 令和6年度9月補正予算(9/10提案分)の概要

1 目的別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
款2.総務費	206,017	▲ 1,777	204,240	99.1
款5.労働費	2,236,345	4,145	2,240,490	100.2
款7.商工費	12,216,078	78,330	12,294,408	100.6
部 合 計	14,658,440	80,698	14,739,138	100.6

2 課別歳出予算(一般会計)

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
商工政策課	916,450	▲ 4,072	912,378	99.6
観光振興課	1,649,747	59,152	1,708,899	103.6
しまねブランド 推進課	674,617	▲ 9,596	665,021	98.6
産業振興課	3,269,263	12,314	3,281,577	100.4
企業立地課	2,930,151	21,717	2,951,868	100.7
中小企業課	2,981,867	▲ 2,962	2,978,905	99.9
雇用政策課	2,236,345	4,145	2,240,490	100.2
部 合 計	14,658,440	80,698	14,739,138	100.6

3 特別会計

(単位:千円、%)

項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (C)=(A)+(B)	比較 (C)/(A)
中小企業近代化資金	837,360	186,238	1,023,598	122.2
中小企業制度融資等	42,726,993	0	42,726,993	100.0
部 合 計	43,564,353	186,238	43,750,591	100.4

商工政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	916,450	▲ 4,072	912,378	【財源】国 0 使・手 0 其他 0 県 ▲ 4,072
1 一般職給与費	293,201	▲4,072	289,129	一般職員33名
2 広島事務所維持管理費	0	0	0	債務負担行為:125,385千円(R7~19年度) ⇒ 別紙P7・8

観光振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	1,649,747	59,152	1,708,899	【財源】国 0 使・手 0 其他 0 県 59,152
1 一般職給与費	168,256	▲9,148	159,108	一般職員24名
2 日御碕地区宿泊・観光施設等の需要喚起促進事業費	0	60,300	60,300	⇒ 別紙 P9
3 外国人観光客誘致推進事業費	281,667	8,000	289,667	⇒ 別紙 P10

しまねブランド推進課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	674,617	▲ 9,596	665,021	【財源】国 0 使・手 0 其他 0 県 ▲ 9,596
1 一般職給与費	121,359	▲9,596	111,763	一般職員15名
2 首都圏情報発信・県産品販路開拓事業費	0	0	0	債務負担行為:275,106千円(R7~9年度) ⇒ 別紙(共管)

産業振興課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	3,269,263	12,314	3,281,577	【財源】国 0 使・手 0 其他 0 県 12,314
1 一般職給与費	594,691	12,314	607,005	一般職員79名

企業立地課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,930,151	21,717	2,951,868	【財源】国 0 使・手 0 其他 0 県 21,717
1 一般職給与費	85,646	21,717	107,363	一般職員13名

中小企業課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,981,867	▲ 2,962	2,978,905	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 ▲ 2,962
1 一般職給与費	97,948	▲1,221	96,727	一般職員14名
2 中小企業近代化資金特別会計繰出金	30,896	▲1,741	29,155	

【特別会計】

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
中小企業近代化資金特別会計	837,360	186,238	1,023,598	【財源】 諸収入 0 繰越金 187,979 繰入金 ▲ 1,741
1 一般職給与費	15,426	▲ 1,741	13,685	一般職員2名
2 予備費	462,232	187,979	650,211	

雇用政策課

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	備考
総計	2,236,345	4,145	2,240,490	【財源】国 0 使・手 0 その他 0 県 4,145
1 一般職給与費	307,427	4,145	311,572	一般職員40名

広島事務所の移転について

1 概要

- (1) 現在入居している、ごうぎん広島ビルの建替えがR7年度以降に実施
- (2) 建替え後に再入居を検討したが、賃料の折合いがつかず移転を検討
- (3) 候補地の選定に当たっては、以下の条件をもとに物件を選定
 - ① 面積 スペース確保のため、45坪（現面積+10坪）以上
 - ② 立地 広島バスセンターから1km（徒歩10分程度）以内
 - ③ 賃料 月坪単価10千円～13千円程度（近隣ビル相場）

2 移転先の概要

住所 広島市中区基町11-10（合人社広島紙屋町ビル1階）

	移転先	【参考】	
		現在地 ごうぎん広島ビル6階	大阪事務所 島根ビル2階
面積	52.36坪	35.34坪	65.30坪
立地	広島バスセンター から約100m	広島バスセンター から約500m	大阪駅 から1.6km
年間賃料 (月坪)	9,645千円 (13千円)	4,424千円 (9千円)	9,511千円 (12千円)

特記事項

- ・学生、県人会会員等に場所がわかりやすい
- ・ディスプレイ等で通行者へ恒常的（平日/休日・昼/夜問わず）にPR可能

3 事業内容（債務負担行為の設定）

移転に向けた設計や内装を行うこと、複数年で賃貸借契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定

- ・設定期間 令和7年度から令和19年度まで（13年間）
- ・限度額 125,385千円（9,645千円/年×13年）

4 スケジュール

令和6年10月	賃貸借契約の締結
令和6年10月～令和7年2月	設計、内装工事
令和7年3月	事務所移転

○位置図



○外観



日御碕地区宿泊・観光施設等の需要喚起促進事業

予算額:60,300 千円

1. 目的

令和6年7月9日からの大雨に伴う県道崩落により、大きな打撃を受けた出雲市日御碕地区の観光事業者を対象として、宿泊料金の割引支援等を行い観光需要の喚起を図る。

2. 事業の概要

	宿泊割引	飲食・土産物等クーポン
助成・販売額	定額 3,000 円/泊	500 円の特典付きクーポンを 1,000 円で販売
対象施設	日御碕地区に所在 する宿泊施設	日御碕地区に所在する店舗 (土産・土産店、飲食店等)
事業期間	令和6年11月～令和7年3月 (予定)	

3. 補正予算額 60,300 千円

内訳	宿泊割引	33,000 千円
	飲食・土産物等クーポン	7,500 千円
	広報費、印刷費等	19,800 千円

外国人観光客誘致推進事業

予算額:8,000 千円

1. 目的

ベトナムとのチャーター便就航（令和6年5月）に伴う現地旅行会社の反響を踏まえ、年度内の追加就航や、将来的な連続チャーター便、国際定期便の誘致に向けて、ベトナムからの誘客促進のための取組を強化する。

2. 事業の概要

(1) 県内視察ツアー

島根県への旅行ツアーの造成に意欲的なベトナムの旅行会社を対象とする県内視察ツアーを実施

(2) 観光プロモーション

島根県の認知度向上、来訪意欲の醸成に向け、ベトナム現地で観光PRを実施

3. 補正予算額 8,000 千円

(内訳)

- ・ 県内視察ツアー 6,000 千円
- ・ 観光プロモーション 2,000 千円

安来市切川地区工業用地造成事業の調査等の状況について

1. 調査等実施協定の締結

株式会社出雲村田製作所、安来市及び県の3者において、7月3日付けで「調査等協定書」を締結

本年12月には企業に立地判断いただけるよう、下記「2.」の調査等を進めている

(参考)

工場立地計画の概要

- (1) 目的等：中長期的な電子部品の需要拡大に備えた新たな生産拠点の設置
- (2) 候補地：安来市切川町内 約20ha
- (3) 竣工：令和12年頃の工場完成を目標に検討中
- (4) 雇用：操業当初は200人程度。将来的には1,000人規模を計画

2. 調査等の実施状況

企業の立地判断に必要な次の各種調査等を実施中

R6	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
地形測量	→							完了			
地質調査・解析	→								完了		
概略設計				→							
用地境界測量		→									
地権者意向確認	→										

(1) 土地の取得見込み

- ・ 全ての地権者と初回面談を終え、引き続き個別に意向を確認中
- ・ 相続人多数（所在不明）や筆界未定地といった懸念材料は確認されていない
- ・ 用地境界測量は現地作業を完了し、境界確定に向けた資料を整理中

(2) 調査等について

- ・ 地形測量、地質調査・解析は完了し、取得したデータに基づき概略設計を実施中
- ・ 近隣の地質調査データを基に昨年度想定した地質状況と大きな違いはない
- ・ 盛土材調達等の関係機関調整や情報収集、都市計画手続きの事前調整を実施中

(3) 地元対応について

地権者や周辺住民に対しては、進出が決定した場合の整備方針案（道路や水路の付替等）の説明会を9月18、19日に実施済

島根県企業立地促進助成金返還請求に係る訴訟の状況について

平成31年3月に立地認定した株式会社クシムソフト(当時：株式会社エイム・ソフト)が、島根県大田市に設立した拠点を閉鎖したことから、令和3年2月に交付した助成金の返還を求めたものの、返還の意思がないことから、当該法人を相手方として、助成金の全額返還及び延滞金の支払いを求め、令和6年2月定例会の議決に基づき、令和6年5月28日に松江地方裁判所に訴状を提出した。

相手方も同年5月14日に松江地方裁判所に訴状を提出しており、双方の訴えを併合して裁判が行われる予定である。

1. 企業概要

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------|
| (1) 会社名 | 株式会社クシムソフト |
| (2) 所在地 | 東京都港区南青山6丁目7番地2VORT南青山I3階 |
| (3) 代表者 | 代表取締役社長 伊藤 大介 |
| (4) 設立年月 | 平成17年4月13日 |
| (5) 資本金 | 5,000万円 |
| (6) 事業内容 | システムエンジニアリングサービス、受託開発サービス、DX支援事業、セキュリティコンサルティングサービス、教育講師派遣サービス、プロダクトサービス |

2. 経緯

- | | |
|-----------|---------------------------------------------|
| H31年3月 | 島根県企業立地促進条例に基づく立地計画認定 |
| R3年2月 | 企業立地促進助成金の交付 650万円(雇用助成)
(常用従業員5名×130万円) |
| R4年10月 | 相手方から大田拠点閉所の連絡 |
| R5年2～10月 | 助成金を返還することについて了承いただけるよう
相手方と交渉を実施するも不調 |
| R5年6月30日 | 島根事業所閉鎖(賃貸借契約終了日) |
| R5年11月21日 | 相手方に対し助成金返還を求める(納入通知書送付) |
| R5年12月5日 | 納期限(未納) |
| R5年12月13日 | 督促を実施 |
| R5年12月22日 | 督促に関する納入期限(未納) |
| R6年3月14日 | 令和6年2月定例会 訴えの提起にかかる議案議決 |
| R6年5月14日 | 相手方が松江地方裁判所に訴状提出 |
| R6年5月28日 | 島根県が松江地方裁判所に訴状提出 |

併合

3. 訴えの提起の内容

- ・島根県 企業立地促進助成金の全額返還と延滞金の請求
- ・相手方 企業立地促進助成金返還債務が存在しない確認等の請求

4. 今後の対応

- ・県が選任した代理人弁護士による争点及び証拠の整理手続
- ・争点の確定後、証拠調べ、法廷での口頭弁論を経て判決(時期未定)

企業情報の流出について

立地計画認定企業に対するフォローアップ訪問に際して、事前に調査様式を送付すべきところ、誤って237社分の企業訪問記録を含むデータを添付して、2社にメール送信する事案が発生

【企業誘致のフォローアップ業務の概要】

- (1) 目的 立地計画認定企業を対象に、企業の支援ニーズを把握し、フォローアップにつなげることで、県内事業所の維持・拡大を図る。
- (2) 実施内容 年1回程度、企業を訪問し業況や要望等をヒアリング

1 事案の概要

訪問の連絡調整の際、誤って、過去の訪問記録データ（237社分）を添付したメールを県内の2社に送信

【A社への事案】

- ・8月26日 A社の担当者に、添付ファイルを誤ったメールを送信
- ・9月5日 フォローアップ訪問した際に、相手方からの指摘により判明
その場でメール及びダウンロードされたデータを県職員立ち会いのもと削除
相手方から社内を含めた第三者への流出はないことを確認済み

【B社への事案】

- ・9月2日 B社の担当者に、添付ファイルを誤ったメールを送信後、すぐ誤りに気付いたため、県側でダウンロードデータの削除を実施
B社の担当者が添付ファイルのダウンロードをする前に削除し、外部に流出していないことを確認済み

2 流出した情報

- ・直近1回分のフォローアップ訪問時の記録データ（237社分）で、業況、売上、利益、主な取引先、採用人数、県等への要望などの企業情報

3 発生原因

- ・本来送信すべき添付ファイルと、誤送信したファイルと同じフォルダで保存・管理していたほか、ファイル名に共通点があったこと
- ・外部へのメールに添付するファイルを、送信前に複数の職員で確認すべきであるが、行っていなかったこと

4 情報が流出した企業への対応

- ・9月20日までに、情報流出した各企業へ、流出の経緯、流出した情報、再発防止策等について説明

5 再発防止策

- ・誤送信したファイルについて、専用フォルダを作成の上、秘匿情報であることが判別できるようなファイル名を変更するとともに、パスワードを設定し厳重に管理する。
- ・外部へメールを送信する際に、複数の職員による添付ファイルの確認を徹底する。
- ・部内で改めて情報セキュリティに関する注意喚起や研修を実施する。
- ・企業情報をメール添付できないデータベースによる管理に改める。（令和7年4月予定）

「県単設備貸与制度」の新規貸与の終了について

1. 概要

県単設備貸与事業の新規貸与を令和6年度をもって終了する。

〔制度概要〕

- ・ 融資枠（信用力）が小さいなど、金融機関の融資を受けにくい中小企業者の設備投資を支援するセーフティネットとしての政策的役割から実施
- ・ しまね産業振興財団（財団）が設備を購入し、中小企業者に低利で割賦販売購入原資…県（無利子、1/2）、金融機関（有利子、1/2）からの借入

	県単設備貸与（一般枠）	参考 制度融資	
		一般設備資金	小規模企業育成資金
限度額	1,000千円～100,000千円	80,000千円	20,000千円
期間（据置）	7年（1年）	12年（1年）	10年（1年）
利率	年1.75%	年1.45%	年1.35%
保証料等	契約時保証金 5%	信用保証料 年0.4～1.5%	信用保証料 年0.2～1.05%

※制度融資の利率及び保証料は責任共有の場合を記載

- 〔経緯〕 S48 「財団法人島根県中小企業設備貸与公社」（現財団）を設立し、小規模事業者を対象に国制度を開始
H 2 中小企業者を対象に県単制度を創設
H27 制度融資の利用の増加による実績低迷を理由に国は制度を廃止
小規模事業者を県単制度の対象に加えた

2. 終了の理由

- (1) 長期の一般設備資金や小規模企業者向けの資金など、他の手段による資金調達が可能であり、中小企業者にとって代替的な支援が確保されていること。
- (2) 融資を受けやすい金融政策や環境が整備されてきており、セーフティネットとしての政策的役割が終了したこと。
 - ・ 金融機関自らが事業性を評価して融資を行うなど、金融機関の対応が柔軟になった。
 - ・ 融資対象物件以外の担保や経営者以外の連帯保証人を原則徴求しなくなるなど、信用保証を受ける際の負担も軽減されている。

3. 今後のスケジュール

- ・ 財団ホームページ（現在利用企業には個別に）等で新規貸与終了を周知する。
なお、財団は制度融資の申込先の一つであり、今後も、制度融資の利用相談に対応する。
- ・ 令和7年度以降は既存事業の債権管理を行う。

島根県中小企業・小規模企業振興基本計画（R7～R11）の骨子案について

1. 概要

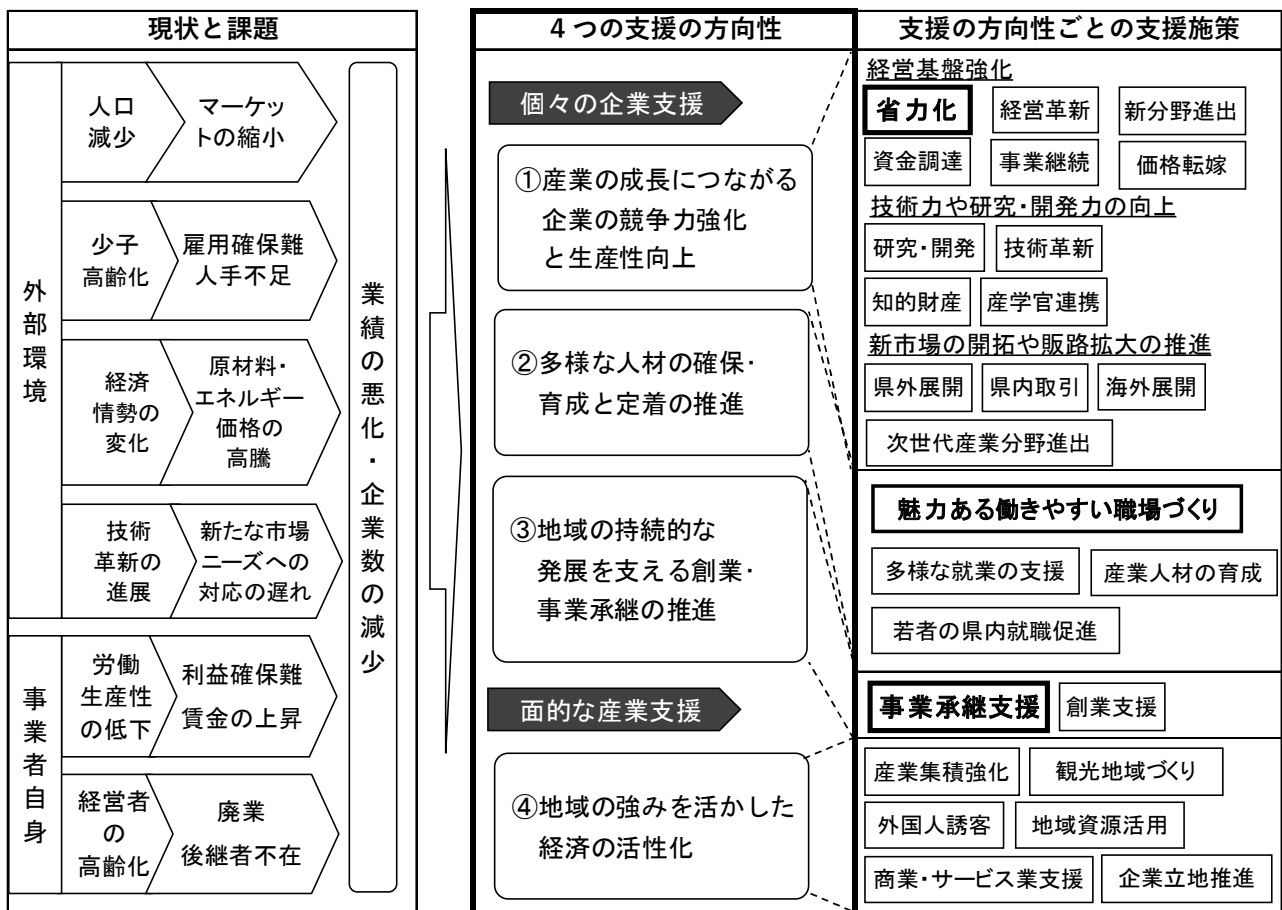
「島根県中小企業・小規模企業振興条例」に基づく基本計画（R2～R6）が今年度終期を迎えることから、次期計画（計画期間：R7～R11）を策定する。

2. 次期計画の策定のポイント

主に以下のような直面する課題への対応を盛り込む。

- (1) 原材料・エネルギー価格高騰、物流2024年問題等の喫緊かつ新たな課題に対応するための、デジタル化等を含めた省力化支援の強化。
- (2) 若年者の県外流出を防ぎ、人の定着を促進する魅力ある働きやすい職場づくりの推進。
- (3) 親族や従業員の後継者の確保難に対し、第三者承継支援の強化。

3. 次期計画の骨子案



4. 策定スケジュール

月	内容	骨子案説明
10月	9月議会常任委員会報告	骨子案説明
11月	第1回島根県中小企業・小規模企業振興推進協議会、事業者への意見照会	計画案に対する意見聴取
12月	11月議会常任委員会報告	計画案説明
1月	パブリックコメント、市町村・支援機関への意見照会	計画案に対する意見聴取
2月	第2回島根県中小企業・小規模企業振興推進協議会	計画案説明
3月	2月議会常任委員会報告	計画説明

島根県雇用対策計画（R7～R11）の骨子案について

1 計画の概要

（1）趣旨

令和2年に策定した現計画は、令和2年度から6年度までの5年間の計画期間となっており、新たな島根県雇用対策計画を策定する。

次期島根創生計画との整合を図り、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けて、地域の産業を支える人材の確保・育成・定着を進めるため、取り組む事業を体系的にとりまとめて策定し、島根創生計画の一層の推進を図る。

（2）計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

（3）見直しの視点

- ・現計画から5年が経過し、人口減少や少子高齢化が進む中で依然として労働力不足といった構造的課題は継続。一方で、デジタル技術を活用した働き方が広がるなどの労働環境も変化が生じている。
- ・継続した課題や雇用環境の変化に適切に対応するため、「①若者の県内就職の促進」を新たに柱立てし、「②多様な就業の支援」、「③魅力ある働きやすい職場づくり」、「④地域の産業を支える人材の育成」の4つの柱に体系を整理して施策を推進する。

2 島根県雇用対策計画（R7～R11）

（1）計画の骨子（案）

基本的な方向	項目
①若者の県内就職の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域の協働による人づくり ・高校生・専修学校生・大学生等の県内就職の促進 ・<u>企業の採用力の強化</u>
②多様な就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業支援 ・高齢者、障がい者、若年無業者等の就業支援 ・専門人材や外国人を活用する事業者等への支援
③魅力ある働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある職場環境の整備と人材の定着支援 ・在職者の新たな学びとスキルアップへの支援
④地域の産業を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の職業能力開発等（キャリア教育支援） ・求職者の職業能力開発を通じた就職促進 ・障がい者の職業能力開発 ・<u>デジタル人材の育成</u> ・地域の伝統や人々の暮らしを支える技能・技術の継承

（2）策定スケジュール

令和6年10月	骨子案議会報告（9月議会）
11月	島根県雇用対策審議会
12月	計画案議会報告（11月議会）
令和7年1月	パブリックコメント
2月	島根県雇用対策審議会
3月	計画議会報告（2月議会）